



2022年2月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ イ ト ナ
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 織 田 哲 司
(証券コード 7228、東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 杉 村 靖 彦
(TEL 0538-84-2200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月23日開催予定の第50期定時株主総会に、以下のとおり定款一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社は、第 37 期定時株主総会決議において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入および本買収防衛策の実施に必要な定款変更を実施いたしました。当該買収防衛策は既に有効期間が満了しておりますので、現行定款第 10 条（新株予約権無償割当ての決定機関等）2 項各号の規定を削除するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書に規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を以下のとおり変更するものであります。
 - (1) 変更案第 16 条 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (2) 変更案第 16 条 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (3) 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記(1)乃至(3)の新設・削除にともない、第 6 章雑則のなかに効力発生日等に関する規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

| 現 行 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新株予約権無償割当ての決定機関等)</p> <p>第 10 条 新株予約権無償割当てに関する事項については、株主総会もしくは取締役会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p> <p><u>2. 当社は、買収防衛策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項の全部又は一部を定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 買収防衛策において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p><u>(2) 当社が非適格者以外の者のみから当該新株予約権を取得し、これと引換えに当社の株式を交付することができること</u></p> <p><u>(3) 当社が非適格者から当該新株予約権を取得し、これと引換えに当社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること</u></p> <p><u>なお、「買収防衛策」とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させること目的として、買収が開始される前に導入されるものをいう。</u></p> <p>第 11 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(新株予約権無償割当ての決定機関等)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 11 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供制度)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供制度をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供制度をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日迄に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

(下線は変更箇所を示しております)

| 現 行 | 変 更 案 |
|----------------------------------|--|
| 第 17 条～第 38 条 (条文省略) (新設) | 第 17 条～第 38 条 (現行どおり) <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第 39 条 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更定款第 16 条 (株主総会資料の電子提供制度) は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生じるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有するものとする。</u> <u>3. 本条は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会から 3 ヶ月経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 3 月 23 日 (水)
定款変更の効力発生日 2022 年 3 月 23 日 (水)

以上